（法第２８条第１項関係様式例）

2015年度　事業報告書

　　2015年4月1日から2016年3月31日まで

特定非営利活動法人　地域たすけあいの会

１　事業の成果

　　　地域に根ざしたＮＰＯとして、地域課題の解決に向けて当事者視点で取り組み続けてきた成果として、連動的に多様な対象者へのかかわりを持つことになりました。私たち活動者を含め、暮らしの中に“いきづらさ”を感じている人々へ支援していくためには、制度の有無や分野別の対応では十分でないことを私たちは実践の中で学んできました。

　　　ソーシャルインクルージョンやノーマライゼーションという理念をもとにある私たちの実践成果は大きく、社会的意義のあるものであると評価されているものの、それと比例して組織としてのコンプライアンス（法連遵守）やアカウンタビリティ（説明責任）を社会的に果たしていくことが求められており、その事務の煩雑さから活動の順応性・機動性に影響を与えて続けています。

　　　市民の自由な社会貢献活動の促進を目的に誕生したＮＰＯ法人が今後、更なる発展を遂げていくために、組織マネジメント上の課題を解決しながら、その方法論を全国の仲間に機会あるごとに提供していけるよう志高く歩んで生きたいとおもいます。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定款の  事業名 | 事　業　内　容 | 実施  日時 | 実施  場所 | 従事者の人数 | 受益対象者  の範囲及び  人数 | 支出額  (千円) |
| 地域住民のための交流の拠点の運営 | たすけあい訪問活動  会員相互のたすけあい活動  ■入会金1,000円  生活困窮者自立支援　就労準備  玉名市において認定された生活保護受給者や生活困窮者を対象とした就労準備支援。法人内の事業所での就労体験や資格取得支援と通じて、社会性や社会的自律に向けた伴走型の支援に取り組む。 | 随時 | 玉名市及び周辺地域 | 会員60名程 | 活動会員登録60名  延べ利用者数300名  延べ利用回数１１０回 | 74,044 |
| 介護・家事援助・育児支援・その他生活支援サービス |
| 福祉相談・教育相談・情報提供等の生活相談 |
| 構造改革特区域法にかかるNPOによるﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ輸送としての有償運送可能化事業 | 玉名市福祉有償運送事業  玉名市民で要介護度3-5及び障害者手帳1級程度の移動困難者を対象に130円/㌔での福祉有償運送。  玉名市への提言活動に加え、法人内の担い手拡大に取り組む。  ■熊本外出支援ネットワーク　連携 | 随時  要予約 | 玉名市 | 10名 | 有償運送会員　登録37名  延べ利用者数：70名  延べ利用回数：７６６回（月平均６４回） |
| 文化と福祉のまちづくりのための学習会・イベント・調査・ネットワーク形成 | 福祉文化事業  ■(財)さわやか福祉財団　九州ブロックインストラクター  ■住民参加型在宅福祉ｻｰﾋﾞｽ団体全国連絡会　【熊本県幹事団体】  　　全国幹事会・研究セミナー"  ■住民参加型在宅福祉ｻｰﾋﾞｽ団体ﾈｯﾄﾜｰｸくまもと 代表世話人  ■（特非）市民福祉団体全国協議会　法人会員  ■玉名ボランティア連絡協議会　理事団体  ■その他 | 適宜 | 東京都・  北海道・熊本県・玉名市 | 2名 | 中間支援組織 |
| 環境問題に対する学習と廃油リサイクル石けん作り等の取り組み・自然農法の研究と実践 | 環境問題事業  ■たすけあいコンテナ回収  ■エコの環たまな  ※障がい者就労における資源物回収と統合 | 毎月第4日曜 | 中 | 4名程 | 会員・利用者  延べ６０名 |
| ボランティア活動団体などの他の地域団体への支援とネットワーク形成 | 他団体支援事業  ■ＮＰＯ運営相談・福祉系大学及び団体視察受け入れ | 適宜 | 中 | 2名 | 福祉大学生・NPO・行政等延べ２６件 |
| 地域福祉にかかわる人材育成・福祉教育並びにその関連事業 | ①介護職員初任者研修（年1回）：定員35名  ②同行援護従事者養成講座（基礎・応用）  ③たすけあい研修会  ④外部講師派遣 | 適宜 | 九州看護福祉大学他 | 3名 | ①1回  ②１回  ③１０回  ④2４件 | 609,768 |
| 食事宅配サービスの提供 | 宅配給食事業[玉名市委託]　「ふれあい宅配給食」  玉名市在住の独居高齢者世帯など、すべて手作りのあたたかいお弁当を宅配  ■委託食400円　■一般食５００円～ | 月～土  昼夕食提供 | 玉名市及び周辺地域 | 6名 | 高齢者及び市民一般  1日平均97.8食  月平均委託数：255.3食  月平均一般食：1795.8食 | 8,924,399 |
| 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業 | 放課後児童健全育成事業[玉名市委託]　学童クラブそんごくう　第1クラブ定員40名  学校との連携により共働き世帯への子育て支援を展開。  ■熊本県・玉名市学童保育連絡協議会　加盟 | 月～土、下校時～19:00他 | 玉名市岩崎 | 3名 | 玉名町小学校1年～6年生  実利用者数：42名  月平均利用者数３４名 | 12,379,153 |
| 放課後児童健全育成事業[玉名市委託]　学童クラブそんごくう　第2クラブ定員20名  学校との連携により共働き世帯への子育て支援を展開。  ■熊本県・玉名市学童保育連絡協議会　加盟 | 月～土、下校時～19:00他 | 玉名市岩崎 | 3名 | 玉名町小学校1年～6年生  実利用者数：28名  月平均利用者数20名 |
| 介護・家事援助・育児支援・その他生活支援サービス | 生活支援センターささえあい  ・介護保険法に基づく(予防)訪問介護サービス  ・介護保険外生活支援サービス | 365日24時間対応可 | 玉名市及び周辺地域 | 30名 | 要支援・要介護高齢者  月平均利用者数：73名  延べ利用者数：870名  延べ利用回数：10,495回 | 28,346,380 |
| 高齢者、児童及び障害者児の一時保護を有する者等を対象とした多機能型宅老所の運営 | 宅老所「よかとこ」（住宅型有料老人ホーム届出事業）  ・元気高齢者と終の棲家としての住宅支援 | 365日24時間 | 中 | 10名程 | 高齢者  単泊利用5名 |
| 介護保険法に基づく通所介護サービス事業 | デイサービスささえあい　奥立願寺　定員1８名  ・介護保険法に基づく(予防)通所介護サービス　※小規模 | 月～日、8:30～17:30　定休：木曜 | 富尾 | 10名 | 要支援・要介護高齢者  月平均利用者数：２９名  延べ利用回数：3,802回 | 23,738,893 |
| 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 | 生活支援センターささえあい居宅介護支援事業所  ・介護保険法に基づくケアプラン作成 | 365日対応可  月～土、8:30～17:30 | 中 | 4名 | 要支援・要介護高齢者  延プラン数：1,391件  月平均利用者数：116名 | 28,346,380 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅の運営 | ・サービス付き高齢者住宅の運営業務委託 | 365日24時間 | 高瀬 | 10名 | 要支援・要介護高齢者  １８床 | 31,329,446 |
| 介護保険法に基づく通所介護サービス事業 | デイサービスささえあい　高瀬　定員10名  ・介護保険法に基づく(予防)通所介護サービス　※小規模 | 月～金、9：30～18：30　定休：土日曜 | 高瀬 | 5名 | 要支援・要介護高齢者  月平均利用者数：１９名  延べ利用回数：1,733回 |
| 障がい福祉サービス事業 | サポートセンターわかちあい  ・障害者総合福祉法に基づく居宅介護・重度訪問介護サービス  対象：（身体・知的・精神・難病）障がい者  アイアイヘルパーステーション  ・障害者総合福祉法に基づく同行援護サービス  対象：視覚障がい者 | 365日24時間対応可 | 立願寺 | 10名程 | 児童･知的･精神・難病障害者  月平均利用者数37名  延べ利用者数：411名  延べ利用回数：6,814回 | 14,929,636 |
| 障がい福祉サービス事業 | サポートセンターわかちあい  ・障害者総合福祉法に基づく障がい者就労継続支援Ａ型サービス　定員15名  ・自治体地域生活支援事業　日中一時支援サービス（玉名・荒尾）　定員5名 | 8：30～17：30 | 玉名市立願寺・小田  A型） | 7名程 | 障がい者  平均利用者数：154名  延べ利用者数：1,850名  述べ利用回数：1,850回 | 23,679,917 |

(2)　その他の事業

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定款の  事業名 | 事　業　内　容 | 実施  日時 | 実施  場所 | 従事者の人数 | 支出額  （千円） |
| リサイクル事業  各種イベントの開催 | 未実施 |  |  |  | 0 |

　※その他の事業「実施なし」

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

２　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

３　２の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。

４　２の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。

５　２の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。